

環境対応車導入促進助成金交付要綱

(令和 6 年度)

公益社団法人長野県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人長野県トラック協会(以下「県ト協」という。)が行う、貨物自動車運送事業の用に供する環境対応車の普及を促進するための、環境対応車導入に対する助成金(以下「助成金」という。)の交付に関して、必要な事項を定め、適正かつ円滑に事業を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

1. 「環境対応車」とは、公益社団法人全日本トラック協会(以下「全ト協」という。)が別に定める助成対象車両をいう。
2. 「会員」とは、公益社団法人長野県トラック協会(以下「県ト協」という。)の会員であって、環境対応車を「リース」又は「購入(割賦購入を含む)」により導入し、かつ、使用するトラック運送事業者をいう。
3. 「リース事業者」とは、以下の条件を満たす者をいう。
 - (1)前号に定める「会員」に貸与するために環境対応車を購入すること。
 - (2)月額リース料金への助成金相当額分の反映もしくは助成金全額の還付により、貸渡し先に対して確実に還元すること。

(環境対応車導入に対する助成)

第3条 県ト協は、会員が環境対応車を導入する場合、その費用の一部に充てるための助成金を予算の範囲で交付する。

なお、導入する環境対応車は長野県内にその使用の本拠の位置を有するものとする。

また、**一会員当たりの助成台数は【別表1】のとおりとする。**

(助成金の交付額)

第4条 **前条の助成金の交付額は、別表に定めるものとする。【別表2】**

但し、地方公共団体等による補助があるときは、助成金交付額を変更することができる。

(車両の登録)

第5条 **助成金の対象となる車両は、当該助成金の交付を申請する日の属する会計年度の令和7年3月14日までに登録を完了するものでなければならない。**

2 前項の登録は、初度登録でなければならない。

(交付申請)

第6条 会員は、助成金の交付を受けようとするときは、別に定める「環境対応車導入促進助成金交付申請書」(以下「交付申請書」という。)を、**令和7年1月31日までに県ト協に提出しなければならない。ただし、4月～6月の登録車両に限り事後の申請を認めることとし、その受付期限は令和6年7月31日とする。**

2 前項の申請に必要な添付書類は別に定める。

(交付決定)

第7条 県ト協は、前条第1項の規定による「交付申請書」の提出があったときは、申請が適正であり、かつ全ト協が助成対象と認めたときは、別に定める「環境対応車導入促進助成金交付決定通知書」を会員に対して通知する。

2 県ト協は、前項の通知に際して、必要な条件を付すことができる。

(車両代金の支払い)

第8条 前条6条に定める期間に事業が完了した車両の代金について、リースによる導入の場合はリース事業者が、買取りによる導入の場合は割賦による導入を除いて事業者が、令和7年3月31日までに支払いを完了させるものとする。

(実績報告及び助成金の請求)

第9条 助成対象事業者の事業が完了した場合は、リースの場合は「環境対応車導入促進助成事業実績報告書(リース)」、買取りによる導入の場合は「環境対応車導入促進助成事業実績報告書兼助成金交付請求書(買取り)」によるものとし(以下「実績報告書」という。)、実績報告書を県ト協に提出するものとする。

(助成金の交付)

第10条 県ト協は、前条の「実績報告書」の提出があったときは、速やかにその報告内容を審査し、その報告に係る環境対応車導入事業の実施結果が助成金の交付決定の内容及び、これに付した条件に適合すると認めたときは、当該車両がリースによる導入の場合は、会員のリース契約先に対して、買取りによる導入の場合は会員に対して、それぞれ助成金を交付する。

(申請内容の変更・取下げ)

第11条 会員は、交付決定後に申請内容等を変更するときは、県ト協に対して別に定める「環境対応車導入促進助成金交付申請変更届出書」を提出しなければならない。

2 会員は、交付を辞退するとき、又は事業の遂行が困難になったときは、県ト協に対して別に定める「環境対応車導入促進助成金交付取下届出書」を提出しなければならない。

(交付決定の取消しと助成金の返還)

第12条 会員は、関係法令等に従い、善良な管理者の注意をもって、導入した車両を管理しなければならない。

2 会員又は助成金の交付対象車両が、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、当該車両にかかる助成金の交付の決定の全部又は一部を取消すことができる。但し、当該車両が事業完了の日から起算して法定耐用年数を経過したとき以降に発生した場合及び、天災又は自己の責に帰さない事由により火災等により復旧が不可能であると判断した場合についてはこの限りではない。

(1)助成金の交付の決定の内容もしくはこれに付した条件、その他法令もしくはこれに基づく処分に違反したとき。

(2)事故又は火災等により当該車両が使用できなくなったとき。

(3)差押え又は競売等により当該車両が使用できなくなったとき。

(4)会員が県ト協を脱会、又は除名されたとき。

(5) 使用の本拠の位置を長野県以外に変更したとき。

3 前項の場合において、当該取消し等に係る助成金が、既に会員(又はリース会社)へ交付されているときは、会員(又はリース会社)に対し期限を定めてその返還を求めることができる。

4 前項の返還を求められた会員(又はリース会社)は、返還期限までに助成金を返還しなければならない。

(財産の処分の制限)

第13条 会員は、交付対象となった車両が事業完了の日から起算して、法定耐用年数を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、売却、他用途への転用、長野県以外への使用本拠の位置の移動、貸付又は担保に供してはならない。但し、あらかじめ県ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

(1) 最大積載量 2トン以下の事業用トラック 3年

(2) 最大積載量 2トン超の事業用トラック 4年

(報告)

第14条 会員に対し、環境対応車の導入、維持・管理等の状況について報告を求めたときは、会員は、速やかにこれを報告しなければならない。

(その他の助成条件)

第15条 申請時において、協会費の滞納期間が3ヶ月以上又は滞納額が50,000円以上ある会員には助成を行わない。

(助成金申請に関する調査協力義務)

第16条 助成金の交付を受けた会員は、県ト協から要請があった場合には、当該申請に係る添付書類原本及び関係帳簿等を開示しなければならない。

(助成金の返還)

第17条 県ト協は、前12条に抵触する場合及び次の各号のいずれかに該当する場合は、既に交付した助成金の全部若しくは一部の返納を命じることができる。

(1) この要綱その他県ト協が定める事項に違反したとき

(2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2 前項の規定により返還を命ぜられた会員については、県ト協が行う助成事業全てに係る申請の受付及び交付決定は、当分の間行わないものとする。

(その他必要な事項)

第18条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、別に定める。

(附則) 本要綱は、令和6年5月22日より施行する。

【別表1】 導入車両台数制限

車両保有台数	導入車両上限
50台未満	5台
50台以上 100台未満	10台
100台以上	15台